



## CONTENTS

- P1 卒業式
- P2~3 議会だより
- P4 令和8年度村長施政方針
- P5~7 令和8年度予算
- P8~10 村税について
- P11~12 後期高齢者医療保険料改定について 他
- P13 狂犬病予防注射について 他
- P14~15 パートナーシップだより
- P16 駐在所だより
- P17~19 地籍調査事業実施のお知らせ 他
- P20 春夏期農作業標準料金の決定について 他
- P21 奈良県教員採用試験について 他
- P22~23 保健・福祉センター情報
- P24 子ども誰でも通園制度について 他
- P25 診療所だより
- P26 図書館だより
- P27 姫石の湯だより
- P28 職員の人事異動について 他



### 令和8年第1回定例会

令和8年第1回定例会は、3月4日に召集され、会期を13日間とし、3月16日に続会議を行い閉会しました。この会期中には、全員協議会やむらづくり委員会、予算決算委員会が開催され、村長より提出された令和8年度当初予算を含む27件について、慎重に審議を行い、すべての案件について原案どおり可決及び承認されました。

なお、一般質問については3月16日の続会日に行い、盛岡議員が「高齢者医療の課題と見守りについて」、影山議員が「令和8年度における重要施策について」それぞれ質問を行い、村長に答弁を求めました。※詳細は村のホームページまたは次月号に掲載いたします。

#### ○村長提案(27議案)

##### 【承認(補正予算)】

◎専決処分の承認を求めることについて(令和7年度一般会計補正予算(第5号))

◆内容 物価高騰対策指定管理者事業継続支援補助金を増額計上するものです。  
・補正額 1,100万円  
・補正後 28億1,779万5千円

##### 【承認(補正予算)】

◎専決処分の承認を求めることについて(令和7年度一般会計補正予算(第6号))

◆内容 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した地域振興事業などにかかる経費を増額計上するものです。  
・補正額 7,167万4千円  
・補正後 28億8,946万9千円

##### 【承認(補正予算)】

◎専決処分の承認を求めることについて

(令和7年度一般会計補正予算(第7号))

◆内容 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の執行にかかる経費を増額計上するものです。  
・補正額 313万円  
・補正後 28億9,259万9千円

##### 【可決(条例改正)】

◎特別職の職員で非常勤のものの報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◆内容 御杖村役場における産業医を選任するために、産業医の報酬規定を追加する改正を行うものです。

##### 【可決(条例制定)】

◎村保有基金の運用収益等を有効活用するための関係条例の整理に関する条例の制定について

◆内容 村保有基金の運用収益等を有効活用するために、整理条例の制定するものです。

##### 【可決(条例改正)】

◎御杖村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

◆内容 奈良県の国民健康保険税水準の統一に伴う、令和7年度税制改正大綱のうち、令和8年4月1日施行の改正を行うものです。

##### 【可決(条例制定)】

◎御杖村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

◆内容 令和8年度より乳児等通園支援事業を実施するにあたり、運営等の基準を定める条例を制定するものです。

##### 【可決(条例制定)】

◎御杖村特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

◆内容 子ども・子育て支援法等の一部改正に伴い、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を制定するものです。

##### 【可決(条例改正)】

◎御杖村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

◆内容 国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に基づき、条例の改正を行うものです。

##### 【可決(条例改正)】

◎御杖村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

◆内容 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の改正を行うものです。

##### 【可決(条例制定)】

◎三季館設置条例の制定について

◆内容 御杖村自然休養村設置条例の廃止を行い、新たに三季館設置条例の制定を行うものです。

##### 【可決(条例改正)】

◎みつえ青少年旅行村設置条例の一部を改正する条例の制定について

◆内容 利用料金について、物価高騰による仕入れ値等が増加していることから、上限額を引き上げる改正を行うものです。

##### 【可決(条例改正)】

◎御杖村道路占用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◆内容 道路法施行令の一部改正に伴い、占用料の改正を行うものです。

##### 【可決(条例改正)】

◎御杖村火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について

◆内容 林野火災注意報及び警報の創設に伴い、条例の改正を行うものです。

◎御杖村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

◆内容 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が施行されることに伴い、条例の改正を行うものです。

##### 【可決(指定管理)】

◎御杖村の公の施設の指定管理者の指定について

◆内容 御杖村ケアハウス及びデイサービスセンターについて、移行の準備に期間を要することから、令和9年4月からの新しい指定管理者の指定するものです。

##### 【可決(指定管理)】

◎御杖村の公の施設の指定管理者の指定について

◆内容 村の観光施設等にかかる指定管理者を引き続き「株式会社みつえ」に指定するものです。

##### 【可決(規約制定)】

◎御杖村と奈良県との間の森林法に基づく事務の委託に関する規約の制定について

◆内容 地方自治法の規定により、村へ奈良県フォレストを受け入れるにあたり、規約を制定し議会が議決を行うものです。

##### 【可決(計画変更)】

◎御杖村過疎地域持続的発展計画の変更について

◆内容 令和7年度末で計画期間が終了することから、令和8年度から令和12年度までの計画に変更するものです。

##### 【可決(補正予算)】

◎令和7年度一般会計補正予算(第8号)の議定について

◆内容 主な内容は、事業等における請負差等により発生する不用額の減額と収支見込みによる剰余金を基金積立するものです。  
・補正額 8,622万2千円の減額  
・補正後 28億637万7千円

【可決(補正予算)】  
 ◎令和7年度国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の議定について  
 【内容】  
 「事業勘定」  
 主な内容は、国民健康保険事業費納付金を増額するものです。  
 ・補正額 231万円の増額  
 ・補正後 2億4,292万4千円  
 「診療施設勘定」  
 主な内容は、代診医師の報酬を減額するものです。  
 ・補正額 150万円の減額  
 ・補正後 1億853万7千円

【可決(補正予算)】  
 ◎令和7年度介護保険特別会計補正予算(第4号)の議定について  
 ◆内容 主な内容は、介護給付費の実績見込みに合わせて減額と介護給付費準備基金の積立をするものです。  
 ・補正額 424万5千円の減額  
 ・補正後 4億289万7千円

【可決(当初予算)】  
 令和8年度一般会計は、26億5,300万円、令和7年度当初予算に対して1.4%(3,800万円)の減額で、一般会計、特別会計、企業会計を合わせ、会計間での重複する金額を除いた純計予算総額は、33億6,161万2千円で、令和7年度当初予算と比較して2.0%(6,966万5千円)の減額となっています。

◎一般会計  
 総額 26億5,300万円  
 ※対前年比 3,800万円、1.4%減  
 ◎国民健康保険特別会計  
 事業勘定総額 2億884万8千円  
 ※対前年比 3,171万4千円、13.2%減  
 診療施設勘定総額 1億640万円  
 ※対前年比 280万円、2.6%減  
 ◎介護保険特別会計  
 総額 3億4,891万4千円  
 ※対前年比 321万7千円、0.9%減

◎後期高齢者医療特別会計  
 総額 5,822万円  
 ※対前年比 244万4千円、4.4%増  
 ◎簡易水道事業会計  
 収益的収入 6,880万円  
 収益的支出 6,474万6千円  
 資本的収入 5,915万9千円  
 資本的支出 7,752万3千円  
 (予算概要については、5〜7ページに掲載されていますのでご覧ください。)

### 議会運営委員会

〈2月24日〉

2月24日に議会運営委員会を開催しました。令和8年第1回定例会を控えていることから、定例会の会期や会期中の関連会議の開催日を決定しました。また、提出予定の27議案の概要説明を受けた後、会期中における審議の取り扱いについて協議を行い決定しました。最後に、令和8年第2回定例会開会まで、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、継続調査申出書を16日の本会議(続会日)に提出することを決定し会議を閉じました。

### 全員協議会

〈2月24日〉

2月24日に全員協議会を開催しました。報告事項では、保健福祉課より御杖村ケアハウスの指定管理候補者の選定結果とその指定及び乳幼児等通園支援制度(こども誰でも通園制度)の実施並びに御杖村国民健康保険診療所の医師の異動と診療体制の変更について、むらづくり振興課より地域振興事業及びやまと姫マラソンについて、政策推進課より旧御杖小学校校利活用事業の優先交渉者及び曾爾村地域での「ノックカルおくうだ」の実証運行について、住民生活課よりリチウムイオン電池(モバイルバッテリー)の回収について報告がありました。

議員からは、三峰山霧氷まつりにおけるトイレの問題について質問を行い、担当課長に答弁を求めました。

〈3月5日〉

3月5日に全員協議会を開催しました。3月4日の令和8年第1回定例会開会日に、むらづくり委員会に付託となった、御杖村の公の施設の指定管理者の指定2件を含む8議案と予算決算委員会に付託となった、専決処分を含む補正予算6件及び令和8年度各会計における当初予算5件の合計11議案について、副村長及び各担当課長より詳細な説明を受けました。

### むらづくり委員会

〈3月9日〉

3月9日にむらづくり委員会を開催しました。3月6日開会の本会議において付託された条例4件、指定管理2件、規約1件、計画変更1件について審査を行い、16日の本会議(続会日)に原案のとおり可決すべきものと決定した旨の報告と令和8年第2回定例会招集日の前日まで、閉会中の継続

調査申出書を提出することを決定し会議を閉じました。

### 予算決算委員会

〈3月11日〉

3月11日に予算決算委員会を開催しました。3月6日開会の本会議において付託された専決を含む補正予算6件と令和8年度当初予算5件について審査を行い、原案のとおり承認及び可決すべきものと決定し、16日の本会議(続会日)において報告することとして会議を閉じました。

なお、専決処分がなされた「株式会社みつえ」への物価高騰対策指定管理者事業継続支援補助金につきましては、多くの質問に加え、予算においては一定の理解はできるもの手続きにおいて疑義が残ることから、村長に、今後においては、特別と認められる事情がない限り臨時議会を招集し、議決を求めるとともに、株式会社みつえの四半期ごとの経営状況や事業の進捗状況などの報告を議会へ求め、了承を得たうえで、承認すべきものと決定いたしました。

## 活動報告

- 2月24日 議会運営委員会(全議員)  
全員協議会(全議員)  
正副議長打合せ(寺前・山岡)
- 2月25日 例月出納検査(森)  
奈良県広域消防組合議会定例会  
[橿原市](寺前)  
桜井宇陀広域連合監査  
[桜井市](影山)
- 2月27日 東宇陀環境衛生組合議会定例会  
[宇陀市](山岡・森・影山)
- 3月 2日 曾爾御杖行政一部事務組合議会  
定例会(盛岡・福田・小田)
- 3月 4日 令和8年第1回定例会(全議員)
- 3月 5日 全員協議会(全議員)  
正副議長打合せ(寺前・山岡)
- 3月 9日 むらづくり委員会(全議員)
- 3月11日 予算決算委員会(全議員)  
正副議長打合せ(寺前・山岡)
- 3月12日 御杖中学校卒業式(寺前)  
戦没者追悼式(全議員)
- 3月13日 奈良県町村議会議長会定期総会  
[橿原市](寺前)
- 3月16日 令和8年第1回定例会(全議員)  
正副議長打合せ(寺前・山岡)
- 3月17日 御杖村社会福祉協議会理事会  
(寺前・森)
- 3月19日 御杖小学校卒業式(寺前)

# 令和8年度 村長施政方針 要約

この掲載文は、原文を3分の1程度に要約したものです。文脈の雑然にはご理解をお願いいたします。

新年度の始まりにあたり、所信と主要施策の概要を申し述べ、村民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

## ● 国内外の情勢と編成方針

我が国を取り巻く情勢は、混迷を極めています。ウクライナや中東における緊迫した国際情勢は、エネルギー価格や原材料の高騰を招き、国民生活のみならず、輸入に依存する国内産業にも大きな負担となっています。このような中、第2次高市政権が、「責任ある積極財政」を掲げスタートしました。地方に向けた国の施策にも期待される所です。

本村においては、引き続き村民のニーズに合った有効な施策を展開し、すべての村民が快適で幸せに暮らすことができる「安心・快適な御杖村」を目指します。必要な投資と適正な債務管理を両立させた財政運営を行い、中長期的な視点に立って様々な政策を総合的に進めてまいります。

## ● 令和8年度における施策の展開

次頁にも記載のとおり、令和8年度一般会計の予算規模は、26億5,300万円で昨年度当初予算から3,800万円(1.4%)の減額となりました。以下、新年度予算案の概要につきまして、長期総合計画の基本目標に沿ってご説明申し上げます。

### 創造の杖(農業・林業・商工観光)

農業では、耕作放棄地の増加対策や担い手の確保等を進めるとともに、高品質な農産物の安定生産ができるよう高温対策支援や有機農業支援に取り組めます。林業では、施業放置林の適正な管理や担い手対策、環境保全型の森林整備、森林地番図作成を進めるとともに、新たに奈良県フォレスターの受け入れを行い、林業の専門人材として、林業の振興に取り組んでまいります。

観光交流促進関連のイベント事業では、地域資源を活用したイベントを開催し、本村の魅力をPRするとともに、村内をはじめとした近隣事業者との交流・地域内消費の活性化を図り、関係交流人口の拡大に努めます。

また、みつえ温泉の施設改修・設備更新やみつえ青少年旅行村のリニューアル事業など主要な観光施設の改修を行い、観光やレジャーで訪れる方々の満足度向上に取り組んでまいります。

### 育成の杖(子育て・教育・歴史文化・健康・福祉)

子育てにかかる支援については、保育料や給食費の無償化をはじめとした様々な施策を講じてまいりましたが、今年度、新たに保育園児の体操服購入助成やと乳幼児消耗品購入助成を行い、更なる子育て支援の充実を図ります。

本村の貴重な歴史・文化遺産を後世へ継承するため、国の史跡指定を受けました伊勢本街道の保存活用計画の策定に引き続き取り組めます。

村民が幸せで快適に暮らすため、引き続き検診や予防接種事業に取り組み、村民の健康の維持・増進に努めてまいります。

### 環境の杖(生活基盤・環境・生活安全・行財政)

安心・安全で快適な道路環境維持のため、道路の舗装補修・法面对策、橋梁の長寿命化補修事業、配水管路布設替えは、年次計画的に行ってまいります。

地球温暖化対策として、本村においても令和6年度に策定した計画に基づき、小水力発電導入における事業性評価や省エネ生活への推進に伴う助成事業を行います。また、今年度は、開発センター、保健センター、保育所においてLED改修を進めてまいります。

防災対策の充実として、新たに各家庭における感震ブレーカーの設置に対する助成を行い、地震災害に対する備えの強化を図ります。また、地域防犯の推進として、各家庭の防犯カメラの設置を推進し、関係機関と連携しながら、安心・安全なむらづくりを進めてまいります。

広報・広聴の拡充として、新しくラインアプリを活用した情報提供システムを構築し、行政情報の迅速かつ確実な提供に取り組めます。

旧小学校の利活用については、公募型プロポーザル方式により優先交渉者が決定しました。8年度中の利用開始に向け、基本協定の締結を進めてまいります。

## ● 結びに

以上、令和8年度に向けた施政方針と予算案の概要について申し上げます。地域とともに課題解決に取り組みながら、安心・快適な村づくりを進めてまいりたいと思います。

# 令和8年度 一般会計予算

一般会計予算は26億5,300万円で、前年度当初予算に比べて3,800万円、1.4%の減額となっています。

特別会計及び企業会計を合わせた村全体の予算総額は約35億1,765万1千円となりました。

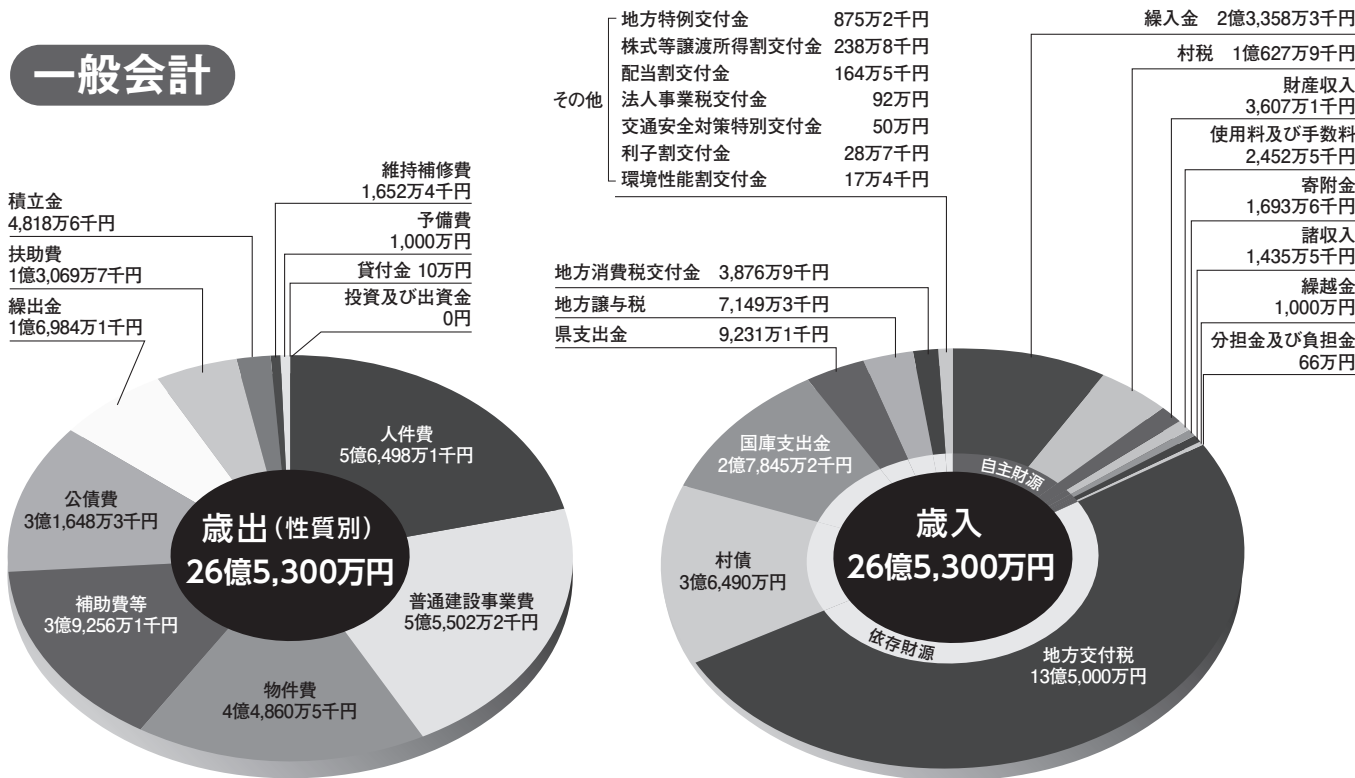
一般会計 **26億5,300万円** (対前年度比1.4%減)

特別会計…………… **7億2,238万2千円** (対前年度比4.7%減)

企業会計…………… **1億4,226万9千円** (対前年度比1.5%増)

全会計 **35億1,765万1千円** (対前年度比2.0%減)

## 一般会計



一般会計 村民1人当たりの予算  
(令和8年3月1日現在人口 1,288人)

**2,059,782円**



## 目的別から見たお金の使い方

※( )内は村民1人当たりの金額。

### 議会費

議会運営のために

**3,733万5千円**  
(28,986円)

### 総務費

行政運営のために

**6億526万6千円**  
(469,927円)

### 民生費

福祉・医療のために

**5億1,525万6千円**  
(400,043円)

### 衛生費

ごみ処理や病気予防のために

**1億5,954万2千円**  
(123,868円)

### 労働費

雇用を促進するために

**20万円**  
(155円)

### 農林水産業費

農林業の振興のために

**1億6,495万4千円**  
(128,069円)

### 商工費

商工業・観光振興のために

**2億1,472万9千円**  
(166,715円)

### 土木費

道路や村営住宅のために

**2億8,943万3千円**  
(224,715円)

### 消防費

消防や防災対策のために

**1億6,936万4千円**  
(131,493円)

### 教育費

学校や生涯学習のために

**1億7,043万8千円**  
(132,327円)

### 公債費

村債やその利子の返還のために

**3億1,648万3千円**  
(245,716円)

### 予備費

緊急時に備えるために

**1,000万円**  
(7,763円)

# 会計別予算

(単位: 千円・%)

会計名		令和8年度	令和7年度	前年度比	
一般会計		2,653,000	2,691,000	△ 38,000	△ 1.4
特別会計	国民健康保険	315,248	349,762	△ 34,514	△ 9.9
	(事業勘定)	208,848	240,562	△ 31,714	△ 13.2
	(診療施設勘定)	106,400	109,200	△ 2,800	△ 2.6
	介護保険	348,914	352,131	△ 3,217	△ 0.9
	後期高齢者医療	58,220	55,776	2,444	4.4
特別会計小計		722,382	757,669	△ 35,287	△ 4.7
企業会計(簡易水道事業)		142,269	140,155	2,114	1.5
合計		3,517,651	3,588,824	△ 71,173	△ 2.0

※企業会計については、収益的支出と資本的支出の合計額。

## 創造の杖(農業、林業、商工観光)

●中山間地域等直接支払交付金事業 **13,274** (単位: 千円)

村内26団地で地域が連携して、農地の保全や水路・農道の管理などを行うための支援を行います。

●米の直接支払交付金事業 **9,150**

自ら水稻を栽培する農業者(法人含む)に、水稻共済細目書に記載されている面積に応じて助成する。

●農産物高温対策支援事業 **5,000**

高温の影響による農作物の収量減少や品質低下が発生する中で、安定的な生産を目的として認定農業者、認定新規就農者(法人を含む)が高温対策機器等の導入に要する経費を助成する。

●フォレスター派遣事業 **11,344**

奈良県から専門知識を有する森林管理職(奈良県フォレスター)の派遣を受けて、森林・林業行政の体制強化を図ります。

●御杖村施業放置林整備事業 **25,612**

施業放置林の間伐、および間伐木の適切な処置を推進することで、山地災害発生防止をはじめとする森林の公益的機能の高度発揮を目指します。

●御杖村森林地番図作成事業 **20,000**

森林の境界や林業上の施業界といった位置情報等を把握し、森林経営管理制度や林業における各種業務、施業の着実な遂行が図れるように、基礎資料を作成します。

●半夏生園管理事業 **5,563**

半夏生園の現状を把握するための測量及び土地購入を行い、村の観光資源として適切に維持管理を進めます。

●みつえ青少年旅行村リニューアル事業 **117,044**

前回のリニューアルから20年以上が経過し、老朽化した施設を改善するとともに、増加するキャンプ客のニーズに対応することなどを目的として、施設リニューアルを進め、さらなる集客を図ります。

## 育成の杖(子育て、教育、歴史文化、健康、福祉)

### ●制服代等助成事業

470

(単位: 千円)

子育て支援の充実及び保護者の経済的負担を軽減するため、保育所の体操服及び小中学校の制服等について購入費用の一部を助成します。

### ●人材育成塾運営事業

16,521

国際化社会に対応した教育施策の一つとして、外国語によるコミュニケーション能力の向上を図り、子どもたちの限らない可能性を広げていくために村営の学習塾を運営します。

### ●放課後児童一時預かり事業

6,954

全ての児童が安全に過ごせる場として、放課後や長期休暇中の一時預かりを実施します。

### ●伊勢本街道整備事業

4,482

国の史跡指定を受けた伊勢本街道について、文化財として国や県の補助金を受け、保存活用計画の策定等を行います。

## 環境の杖(生活基盤、環境、移住定住、生活安全、行財政)

### ●菅野地区配水管布設替

60,247

(単位: 千円)

安全で安定的な給水を行うため、老朽化した簡易水道配水管の更新工事を順次行います。

### ●橋梁長寿命化補修事業

57,100

安全、安心な道路構造物の保全を図るため、計画的に傷んだ橋梁を補修し、長寿命化を図ります。

### ●防災・安全交付金事業

54,000

国の防災・安全交付金を活用して、村道の拡幅改良や舗装補修、法面の落石対策等を実施し道路環境の改善を行います。

### ●情報提供システムの運営

1,877

防災情報や暮らしに役立つ情報(ゴミの収集日など)、イベントなどの最新情報を幅広い世代が利用するコミュニケーションアプリ「LINE」で配信できるよう「御杖村LINE公式アカウント」を開設します。

### ●デマンド交通の運行

18,400

村民一人ひとりの移動ニーズに効率よくきめ細やかに対応するため、利用者の予約に応じ、ドア・ツー・ドアによるデマンド交通「つえみ号」を運行します。

### ●脱炭素推進事業補助金

3,000

地球温暖化が進む中、脱炭素社会の実現に向け、冷蔵庫、エアコン、LED照明、高効率給湯器、テレビ、電子レンジを対象とした省エネ家電や電気自動車、プラグインハイブリッド車を対象とした次世代自動車の購入、さらに住宅窓等の断熱改修について助成を行います。

### ●保健センターLED改修工事

37,633

地球温暖化対策として世界的な脱炭素の取組が加速しているため、各公共施設の省エネ化改修を順次行います。

### ●開発センターLED改修事業

38,406

地球温暖化対策として世界的な脱炭素の取組が加速しているため、各公共施設の省エネ化改修を順次行います。

### ●防災情報提供システム放送設備改修

58,300

防災情報提供システムの構築から10年以上が経過し、放送設備の対応年数経過及び戸別受信機の経年劣化による故障が増えていることから更新を行います。

### ●防犯・防災推進補助金

6,500

犯罪の抑制や早期発見のため、各戸の防犯カメラ設置に対して助成を行います。また、感震ブレーカー設置助成、消火器購入及び廃棄助成、自主防災組織活動助成を行い、防災力の強化を図ります。

# 村税についてのお知らせ

各税の納期は次の通りです。

	賦課期日	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
軽自動車税	4月1日		全期										
固定資産税	1月1日		1期		2期					3期		4期	
村県民税 (個人住民税)	1月1日			1期		2期		3期			4期		
国民健康保険税	4月1日				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	

※納期限は、各納期月の月末。ただし12月は25日が納期限です。

月末が日曜、祝祭日等にあたるときは、その翌日（土曜日にあたるときは翌々日）が納期限となります。

※賦課期日とは、その年度分の納税義務を確定する基準日のことです。

また、納期を過ぎると督促手数料や延滞金が加算される場合がありますので、納期内納付をお願いします。

皆さんに納めていただく村税は、福祉・教育などの各種行政サービスはもちろん、村民の皆さんがいきいきと安心して住み続けることのできる環境を整備するための貴重な財源となります。  
御杖村では毎年、5月に軽自動車税、固定資産税、6月に村県民税（個人住民税）そして7月には国民健康保険税が課税されます。

## 軽自動車税

軽自動車、原動機付自転車、小型特殊自動車（農耕作業用等）及び二輪の小型自動車等を所有している方に課税されます。

### 課税されない場合

●次に該当する場合、軽自動車税が減免されます。（毎年申請が必要です。）

○各種障害者手帳所持者名義の軽自動車（障害の程度に応じ、1人につき1台）  
○公益のために使用する軽自動車（台数制限無し）……………など

## 固定資産税

御杖村内に固定資産（土地・家屋・償却資産）を所有されている次の方に課税されます。

【土地・家屋】……………土地・家屋登記簿または土地・家屋補充課税台帳に所有者として登記または登録されている方または法人  
【償却資産】……………償却資産課税台帳に所有者として登録されている方または法人

### 税額

税額は資産の価格を基に算定した課税標準額に税率1.4%を乗じて得た額（百円未満切捨て）となります。

### 課税されない場合

●次に該当する場合、固定資産税が減免されます。（申請が必要です。）  
○貧困により生活のため公私の扶助を受けている方の所有する固定資産

○公益のために直接専用する固定資産（有料で使用するものは除く。）  
○村の全部または一部にわたる災害または天候の不順により、著しく価値を減じた固定資産

●その年の固定資産の課税標準額が次の金額未満のものについては、固定資産税は課税されません。

- ・土地……………30万円
- ・家屋……………20万円
- ・償却資産……………150万円

## 村県民税（個人住民税）

御杖村に住居登録のある方で、前年中に一定の給与、営業、農業、不動産、譲渡、配当や年金等の所得のあった方に課税されます。

### 税額

村県民税（個人住民税）には、「均等割」と「所得割」があります。  
「均等割」……………村民税3,000円＋県民税1,500円＋森林環境税1,000円  
「所得割」……………課税所得金額×（村民税6%＋県民税4%）。

### 課税されない場合

●次に該当する場合、村県民税（個人住民税）が減免されます。（申請が必要です。）  
○貧困により生活のため公私の扶助を受ける方  
○災害等により個人の所有する資産に損失を受けた方……………など  
●「均等割」・「所得割」のどちらも課税されない方  
○生活保護を受けている方

○障害者・未成年者・寡婦（夫）で前年中の合計所得金額が135万円以下（給与収入で204万4千円未満）の方

○扶養親族のいない方で合計所得金額が38万円以下の方

○扶養親族のいる方で合計所得金額が28万円×（控除対象配偶者＋扶養親族数＋本人）＋26万8千円以下の方

●「所得割」が課税されない方

○扶養親族のいない方で合計所得金額が45万円以下の方

○扶養親族のいる方で合計所得金額が35万円×（控除対象配偶者＋扶養親族数＋本人）＋42万円以下の方

### 国民健康保険税

国民健康保険の被保険者を有する世帯主（世帯主が被保険者でない場合も含む）に課税されます。

税率は奈良県内統一となっており、今年度は医療分・後期（支援金）分・介護分に加え、新たに子ども・子育て支援金分が追加されます。また、賦課限度額が医療分1万円・後期2万円上がります。

### 税額

世帯内の被保険者ごとに算定した所得割額、均等割額及び平等割額の合計金額で課税されます。

### 軽減

世帯主（世帯主が被保険者でない場合も含む）及びその世帯の国民健康保険者の合計総所得金額が次の

軽減判定基準以下の世帯については、所得の額に応じて均等割と平等割が軽減されます。

国民健康保険法の改正により、世帯の加入者数に応じた判定基準加算額が改正されます。

### ●未就学児の軽減

子育て世代の経済的負担を減らす観点から、未就学児の均等割が5割軽減されます。軽減措置（7割軽減・5割軽減・2割軽減）を受ける世帯の未就学児については、軽減後の均等割が5割軽減されます。

### ●産前産後期間の国民健康保険税の免除

子育て世代の負担軽減、次世代育成支援等の観点から、産前産後期間の国民健康保険税を免除する制度です。その年度に納める保険税の所得割額と均等割額から、出産被保険者の出産予定月（又は出産月）の前月から出産予定月（又は出産月）の翌々月（以下「産前産後期間」といいます。）相当分が減額されます。

### ●課税されない場合

次に該当する場合は、国民健康保険税が減免されます。（申請が必要です。）

- 貧困により生活のため公私の扶助を受けている方
- 災害等により生活が著しく困難となった方

区分	医療分	後期分	介護分	子ども・子育て支援金分
課税対象者	0歳～74歳の被保険者		40歳～64歳の被保険者	0歳～74歳の被保険者
所得割	7.64%	3.27%	3.03%	0.31%
均等割 (1人あたり)	27,600円 × 人数	11,500円 × 人数	16,900円 × 人数	1,900円 × 18歳以上の人数 <sup>※3</sup>
平等割 (1世帯あたり)	20,000円	8,400円	—	
※1 特定世帯	10,000円	4,200円		
※2 特定継続世帯	15,000円	6,300円		
課税限度額	660,000円	260,000円	170,000円	30,000円

- ※1 国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行することで国民健康保険の被保険者が一人となる世帯を特定世帯といい、最大5年間医療分と支援分の平等割が半額になります。
- ※2 特定世帯として5年間軽減を受けられた世帯は、軽減割合を2分の1から4分の1に縮小した上で3年間軽減を受けることができます。この世帯を特定継続世帯といいます。
- ※3 子ども・子育て支援金分の均等割については、0～17歳の被保険者の均等割は10割軽減され、その分が18歳以上の被保険者に上乗せして課税されます（今年度は1,900円のうち200円）。

### 軽減判定所得基準表

軽減割合	軽減判定所得基準
7割	43万円＋（給与所得者の人数－1）×10万円
5割	43万円＋（給与所得者の人数－1）×10万円＋（30.5万×加入者数）
2割	43万円＋（給与所得者の人数－1）×10万円＋（56万×加入者数）

※世帯に一人でも未申告の方がいると軽減を受けることができません。

# 督促手数料 と 延滞金 について

納期内に納めた人との負担の公平性を図るため、納期を過ぎると督促手数料や延滞金が加算されます。

督促状や催告書、関係部署からの呼び掛け等によっても納付や相談が無く、また誠意が認められない場合は、法律の規定に基づき財産調査を行い、預貯金や給与、不動産等を差押えし、換価（換金）して滞納金や延滞金に充てさせていただきます。

滞納処分のおおよその流れは次のとおりです。

## ① 期内に納付されないと

納期限から20日以内に督促状を発送。手数料として100円が加算されます。



## ② 督促状で納付されないと

金融機関、勤務先等へ給与等財産調査を行います。



## ③ 未納が継続すると

②にて行った財産調査で判明した財産の差押えを行います。

## ④ さらに未納が継続すると

取立や公売により換金し、滞納金に充当。

**延滞金**  
完納の日までに応じて計算し加算。  
(1ヶ月間は年2.8%、それ以降は年9.1%)

## 納付忘れがないように、村税の納付は口座振替が便利です。

村税等は、金融機関等にて口座振替による納付ができます。納付忘れがないよう、手続きがお済みでない方は是非ご利用ください。申請は各金融機関窓口または役場窓口で金融機関の通帳とお届け印があれば可能です。

### 取扱金融機関

南都銀行・大和信用金庫・奈良県農業協同組合・ゆうちょ銀行

### 振替日

毎月25日（土日の場合は翌営業日）

なお、残高不足等で不納となった場合の再振替はできませんので、振替日前には残高確認をお願いします。

また、コンビニやスマートフォンでの収納も可能ですのでぜひご利用ください。

村税に関する詳細は住民生活課までお問い合わせください。

▼税に関するお問い合わせ

**問** 住民生活課 ☎0745-95-2001（内線110～115）



# 後期高齢者医療保険料率の算定について

## ●令和8・9年度の保険料率について

後期高齢者医療制度は、皆さんの保険料のほか、現役世代からの支援金と国や県、市町村が負担する公費によって運営されています。また、令和8年度より子どもや子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして医療保険の保険料と一緒に子ども・子育て支援金を徴収することとなりました。

保険料は、医療給付費等の財源となる基礎賦課額分(医療分)の保険料と子ども子育て支援納付金の財源となる子ども子育て支援納付金分(子ども分)の保険料の合計額が保険料総額となります。

対象年度	令和8・9年度	令和8年度
区分	医療分	子ども分
(1)所得割率	(総所得金額等－基礎控除) × 所得割率 10.63%	(総所得金額等－基礎控除) × 所得割率 0.25%
(2)均等割率	57,100円	1,400円
年間保険料	医療分+子ども分(100円未満切り捨て)	
賦課限度額	850,000円	21,000円

※子ども分の令和9年度の保険料率は、令和8年度に算定されます。

※所得割の基礎控除の金額は、43万円です。

$$\text{均等割額} + \text{所得割額} = \text{一人あたり 保険料 (100円未満切捨て)}$$

所得割額 = 基礎控除(43万円)後の総所得金額等 × 所得割率

## ●令和8・9年度 保険料の軽減措置について

【保険料均等割額の軽減】 世帯の所得状況に応じて次のとおり均等割額は軽減されます。

対象者の所得要件(同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計額)	均等割の軽減割合
基礎控除額(43万円)+10万円×(給与所得者等 <sup>※1</sup> の数-1)以下	7割軽減
基礎控除額(43万円)+31万円×(被保険者数)+10万円×(給与所得者等 <sup>※1</sup> の数-1)以下	5割軽減
基礎控除額(43万円)+57万円×(被保険者数)+10万円×(給与所得者等 <sup>※1</sup> の数-1)以下	2割軽減

※1 給与所得者等とは、給与収入が55万円を超える方または公的年金収入が65歳以上は125万円、65歳未満は60万円を超える方。世帯主と同一世帯の被保険者に給与所得者等が2人以上いる場合に計算します。

●65歳以上の公的年金受給者は、総所得金額等から年金所得の範囲内で最大15万円を控除し、軽減判定されます。

●軽減判定は4月1日(4月2日以降に新たに加入した場合は加入した日)の世帯状況で行います。

## ●令和6・7年度からの変更点

### ★保険料率の変更点

<医療分>

令和8・9年度	令和6・7年度
均等割額 57,100円 所得割率 10.63%	均等割額 51,500円 所得割率 10.55%

<子ども分> 新規

令和8年度
均等割額 1,400円 所得割率 0.25%

### ★保険料 賦課上限額の変更点

<医療分 一人当たり賦課上限額(年間)>

令和8・9年度	令和6・7年度
賦課上限額 850,000円	賦課上限額 800,000円

<子ども分 一人当たり賦課上限額(年間)> 新規

令和8年度
賦課上限額 21,000円

### ★保険料の軽減措置についての変更点

対象者の所得要件(同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計額)		均等割の軽減割合
令和8・9年度	令和6・7年度	
基礎控除額(43万円)+31万円×(被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下	基礎控除額(43万円)+30.5万円×(被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下	5割軽減
基礎控除額(43万円)+57万円×(被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下	基礎控除額(43万円)+56万円×(被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下	2割軽減

# 浄化槽の法定検査について

浄化槽法では、浄化槽管理者は「水質に関する検査」を受けなければならないことになっています。浄化槽が適正に維持管理され、本来の浄化機能が十分に発揮されているかどうかを、この法定検査で確認するわけですから、大変重要な検査です。

これらの検査は「浄化槽法」で定められていることから、法定検査と呼ばれますが、浄化槽を使い始めて3ヶ月経過してから5ヶ月以内に行う「設置後の水質検査」(7条検査)と、その後、毎年1回定期的に行う「定期検査」(11条検査)があります。

この法定検査は浄化槽設置届提出以降、奈良県環境保全協会から自動的に訪問を受け検査を実施することになりますが、留守であったり、無届の浄化槽の場合は未検査となります。検査を依頼しない場合は都道府県知事から勧告を受け、それに従わなければ過料に処せられます。

法定検査を受けておられない方は、必ず奈良県環境保全協会へ依頼して下さい。



**問 奈良県環境保全協会** 大和高田市大中18-4 ☎0745-22-5161

## 「遺言の日」記念 無料法律相談

**日時** 2026年4月15日(水)  
午前10時～12時・  
午後1時～3時

**場所** 奈良弁護士会  
(奈良市中筋町 22 番地の 1)  
相談時間 1 人 30 分間  
先着 16 名

**相談内容** 相続遺言に関することに限ります。

**予約受付** 4月1日(水)～4月14日(火)まで。  
電話予約(奈良弁護士会  
0742-22-2035)で先着順。  
受付時間：平日午前9時30分  
～午後5時



## 「憲法週間」記念 無料法律相談

**日時** 2026年5月13日(水)  
午前9時30分～12時・  
午後1時～3時30分

**場所** (次の2ヶ所で実施します)  
①奈良弁護士会  
(奈良市中筋町 22 番地の 1)  
相談時間 1 人 30 分間  
先着 20 名  
②経済会館  
(大和高田市大中 106-2)  
相談時間 1 人 30 分間  
先着 10 名

**予約受付** 4月1日(水)～4月30日(木)まで。  
電話予約(奈良弁護士会  
0742-22-2035)で先着順。  
受付時間：平日午前9時30分  
～午後5時



# 令和8年度 狂犬病予防注射のお知らせ



※登録のある犬の所有者様には案内状が届きます。最寄りの会場で狂犬病の予防注射を受けましょう。

狂犬病予防注射手数料 2,850円 と 予防注射済票交付手数料 550円 の計3,400円 (一頭につき) をご持参ください。

また、新しく犬を飼い始めた場合は 1頭につき3,000円 の登録料が別途かかります。なるべくおつりがないようにご協力をお願いいたします。

※獣医の判断などにより当日注射を受けられず、後日かかりつけの動物病院等で予防注射を受けた場合は、役場住民生活課にて【予防注射接種済票】の交付を受けてください。(1枚/550円)

## てんいち先生



実施日	開始時刻 ~ 終了時刻	実施場所
4/17 (金)	9:30 ~ 10:00	三季館
	10:15 ~ 10:45	土屋原公民館
	11:05 ~ 11:25	敷津産地化センター
	11:40 ~ 12:00	神末体育館
	13:20 ~ 13:45	際土良集会所
	14:00 ~ 14:30	御杖村開発センター(役場前)

## 飼い犬をきちんと登録して、大切な家族を守りましょう!

犬の登録と狂犬病予防注射は飼主の義務です。登録されていない犬、狂犬病注射を受けていない犬、鑑札や注射済票をつけていない犬は捕獲・抑留されることがあります。また、保護された場合も飼主がわからず、報告されずに発見が遅れることもあります。

飼い犬を登録していない、飼い犬に予防注射を受けさせていない、犬鑑札や注射済票を付けていない場合は20万円以下の罰金の対象となることがあります。

室内・室外犬を問わず、新しい犬を飼い始めたときは必ず、役場住民生活課に届け出てください。(犬の名前・犬種・毛色・生年月日等の情報が必要になります)

Q. どんな時に届け出が必要ですか?

A. 新しく犬を飼い始めた時、犬の所有者が変わった時、引っ越しをされた時は、その旨を役場住民生活課に届け出てください。犬が死亡した時も同様に届け出が必要です。

問 御杖村役場 住民生活課 ☎0745-95-2001

## し尿運搬手数料を無償化します。

物価高の影響を受ける中、経済的負担軽減のため、浄化槽汚泥、し尿の汲み取り時に徴収しておりました1リットルあたり5円のし尿運搬手数料を無償化します。



問 住民生活課 ☎0745-95-2001

学校が変われば 地域が変わる  
地域が変われば 子どもが変わる  
子どもが変われば 未来が変わる

# 地域学校パートナーシップだより No.11

—みんなで支える学校 みんなで育てる子ども—

御杖村地域学校パートナーシップ事業は、地域と学校が協働して、未来を担う子どもたちの成長を支える取り組みです。  
令和7年度後半も、たくさんの方々に、さまざまな形でご協力いただきました。活動の一部をご紹介します。

ふるさとでの学びを活かし  
新しい時代を切り拓く  
心豊かな子どもを育てていくことを  
目指しています。

## 小学校・中学校などでの活動

御杖小学校・中学校では、地域のみなさまのご協力のもと、御杖の自然や文化、伝統や歴史などを学ぶ「ふるさと学習」や「WAKU<sup>2</sup>タイム(総合学習)」の授業を行っています。

また、小学生を対象にした学校支援ボランティアのかたによる読み聞かせ「お話のとびら」や放課後児童一時預かり事業との連携、行事の準備手伝いなどの活動も行われています。

### 【御杖の地域と生活】

小学校1、2年生



給食センター、おもや、みつえ秀華苑、みつえの郷へ見学に行きました。



小学校1、2年生



### 【ふるさとのこんにやくについて】

小学校3、4年生

桃俣農産物加工所でこんにやくを作りました。



みつえ体験交流館にて昔の遊び交流会をしました。



### 【御杖村の魅力について】

小学校5、6年生



ふるさと学習で村の方々から教えていただいたことをまとめて、リーフレットを作成しました。  
村内では道の駅、みつえ青少年旅行村、役場に置かせていただいています。

## 【陶芸教室】

小学校1～6年生

今年の干支である午(馬)を作りました。



## 【お話のとびら】

小学校1～6年生



小学校で絵本の読み聞かせをしていただける方を随時募集しております。

## 【マラソン大会】

小学校1～6年生

マラソン大会の誘導、応援に学校支援ボランティアの方にご協力をいただきました。



## 【地域未来塾】

中学校1～3年生



今年度は、放課後学習会が11回、受験対策学習会が6回開催することができました。生徒たちが自主的に参加し、課題や勉強に取り組みました。



放課後子ども教室：長期休業期間中に、放課後児童一時預かり事業と連携して行っています。【小学生対象】

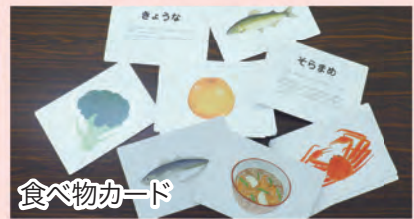
地域未来塾：自主学習習慣の定着を目標に、部活動のない水曜日を中心に自主学習支援を行っています。【中学生対象】

## <寄 贈>

放課後児童一時預かり室へご寄贈いただきました。  
ありがたく使わせていただきます。  
ありがとうございました!



色えんぴつ



食べ物カード

登録者  
募集中!

「学校支援ボランティア」  
「読み聞かせボランティア」  
「地域未来塾学習支援員」

子どもたちの学びに皆様のご経験、技術、お時間やお力をお貸しいただける方を随時募集しております。お気軽にお問い合わせください。

問合せ・申込み

御杖村学校協働実行委員会(教育委員会事務局)

☎0745-95-2004

## 編集後記

令和7年度は50名以上の方に参加いただき、地域と学校の協働活動を行うことができました。

お忙しい中たくさんの方にご理解とご協力をいただき、深く感謝申し上げます。

今年度もどうぞ宜しくお願いいたします。

<御杖村学校協働実行委員会事務局>



# 優良運転者の表彰申請について

1 自動車運転者の交通マナーの向上を図るため、秋に優良運転者の表彰を行いますので該当される希望者は申請してください。

●申請期間 令和8年5月1日～5月31日

●受付時間 9:00～16:00  
(12:00～13:00を除く)

\*土曜日・日曜日・祝日は除きます。

## 2 表彰を受けられる資格

- (1) 桜井警察署宇陀警察庁舎管内に住んでおられる運転免許保持者であること
- (2) 自動車及び原動機付自転車の運転を継続して行っていること

## 3 表彰の種別・条件

表彰の種別ごとに条件を充たしていることが必要です。

### (1) ベストドライバー顕彰

- 上級顕彰を受けてから1年以上経過していること
- 過去10年以上無事故・無違反で、免許の停止処分を受けていないこと

### (2) 緑十字銅章

- ベストドライバー顕彰を受けていること
- 自己責任による交通事故が過去10年以上ないこと
- 交通違反が過去5年以上ないこと
- 運転経験10年以上であること

### (3) 近畿交通栄誉章

- 緑十字銅章を受けてから5年以上経過していること
- 運転経験20年以上であること
- 交通事故・交通違反が10年以上ないこと

\*表彰人数に制限があり選考の上表彰されますので、あらかじめご了承ください。

\*その他の表彰につきましては事務局までお問い合わせください。

問 桜井警察署宇陀警察庁舎内

一般財団法人 奈良県交通安全協会 桜井支部協会 宇陀地区協会 ☎0745-82-0110

## 4月より御杖村デマンド交通「つえみ号」 利用券を販売します

デマンド交通「つえみ号」では、利用者の皆さまの利便性向上のため、4月1日より利用料金の支払いに使用できる利用券を販売します。利用券は、御杖村地域振興券でも購入ができますので、ぜひお買い求めください。

### ○販売金額

1冊 100円券×10枚綴りを1,000円で販売します。  
※回数券のような割引はありません。

### ○購入できる方

「つえみ号」の利用登録を行っていただいた村民の方に限ります。購入は1人5冊までお願いします。

### ○購入方法

「つえみ号」車内で販売しますので、利用時に運転手からお買い求めください。  
役場 総務課窓口でも販売しています。

### ○使用方法

「つえみ号」利用時に、利用料金分の利用券を冊子から切り離して運転手に渡してください。使用期限はありません。

### ○注意事項

- ・利用券は、購入した本人のみ使用することができます。他人へ譲渡、売買することはできません。
- ・利用券は、購入後に現金との引き換え、払い戻しをすることはできません。また、利用券は再発行できませんので、紛失や汚損の無いように保管してください。

問 総務課 ☎0745-95-2001(内線241)

令和8年度

# 「地籍調査事業」実施のお知らせ

皆さんの貴重な財産である「土地」の位置や面積等を正確に把握し、土地に関するトラブルを未然に防止するとともに、効率的な土地利用を図るため、御杖村では平成25年度から国土調査法に基づく地籍調査事業を実施しています。

調査対象となる土地所有者の皆さんには、この事業の趣旨をご理解いただき、円滑な調査の実施にご協力をお願いします。



## ● 地籍調査にご協力を～令和8年度実施計画～ ●

### 土屋原第2地区「大野の一部」

- 現地調査結果を確認いただく閲覧を行いますので、対象の土地所有者の皆さんには個別に日程をお知らせします。

### 土屋原第3地区「中村～峯の一部」

- 現地調査を実施し、境界の確認や境界杭の設置等を行いますので、対象の土地所有者の皆さんには、個別に説明会の開催や調査日程をお知らせします。

### 土屋原第4地区「水口～畑井の一部」

- 現地調査に向けた事前準備として、役場職員・地元推進委員・測量業者による実地踏査を行います。



※既に現地調査を完了した菅野第4地区「際土良～泰原の一部」及び土屋原第1地区「笹及～堂前的一部分」は、登記に向けた事務手続きを進めておりますので、登記が完了次第、土地所有者の皆さんにお知らせします。

## ▶ 「地籍調査」とは？

地籍調査とは、主に市町村が主となり、土地の所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積を測量する調査です。

「地籍」とは、いわば「土地の戸籍」で、個人に「戸籍」という情報があるように、土地についても所有者や地番等の「地籍」という情報があり、民間・行政の様々な場面で活用されています。

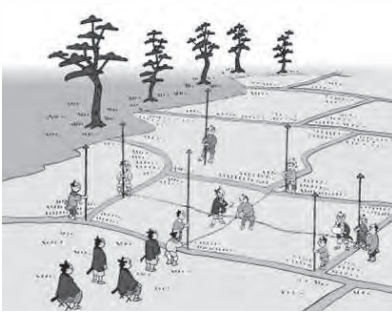


## ▶なぜ地籍調査が必要か？

土地に関する記録は登記所（法務局）において管理されていますが、土地の形状等を示す情報として登記所に備え付けられている地図の多くは、明治初期の地租改正時に作られたものを基に作成されたもので、境界や形状が現実とは異なっている場合や、登記簿に記載された土地の面積が正確ではない場合があります。

地籍調査が行われることにより、正確な土地の情報が登記所に送られ、登記簿の記載が修正されるとともに、地図が更新されることになります。

様々な場面で活用される土地の戸籍「地籍」を明確にするため、この調査を実施する必要があります。



地籍調査前 公図（旧土地台帳附属地図）



地籍調査後 地籍図

## ▶地籍調査のメリットは？

地籍調査を実施すると、土地の所有者や境界の位置、面積等が確定することから、次のようなメリットがあります。

- 土地に関するトラブルの未然防止に役立ちます。
- 公共事業の円滑化・迅速な災害復旧に役立ちます。
- 土地取引の円滑化に役立ちます。
- 固定資産税の課税が適正に行われます。

## こんな経験はありませんか？



相続をした土地の正確な位置が分からない…。



自宅の塀を作り替えようとしたが、隣の土地の所有者から「境界が違う」と言われた…。



土地を購入し、改めて面積を測ると登記簿の面積と違っていた…。

## ▶調査費用は？

地籍調査に必要な測量等の費用は、国・県・村が負担しますので、土地所有者に費用負担を求めることはありません。

ただし、境界確認のための現地立会の時間と交通費等の経費を負担する制度はありませんので、これらの費用は個人負担となります。



**問 産業建設課 ☎0745-95-2001 (内線233)**

## 令和8年度 春夏期農作業標準料金決定

過日の農業委員会において、令和8年度の春夏期農作業標準料金が下記のとおり決定しました。  
 なお、この金額はあくまでも目安で定めたものであり、作業料金には消費税は含まれておりません。  
 また、地域によって農地の状態や地形等の諸条件が異なりますので、作業の出し手・受け手がよく話し合い、お互いが納得のうえで金額を決定してください。

作業項目		金額	備考
賃金	農作業 (男女とも)	10,000円	休憩:3回(午前、昼食、午後) ※昼食は1時間(作業員弁当持参)
	作業料金	耕起 (10a)	11,000円
13,000円			未整備水田
代かき (10a)		16,000円	ほ場整備済水田
		17,000円	未整備水田
耕起～代かき (10a)		27,000円	ほ場整備済水田
		30,000円	未整備水田
機械田植え (10a)		12,000円	ほ場整備済水田
		13,000円	未整備水田

## 農業委員会からのお願い

- ◎農地の売買・転用には必ず農地法に基づく許可申請手続きが必要です。
- ◎農地の貸し借りにも手続きが必要となります。
- ◎農地法許可申請書の提出期限は毎月20日締切りとなっています。  
※当日が閉庁日の場合は前日の閉庁日となります。

問 産業建設課(農業委員会事務局)  
☎0745-95-2001(内線234)

## 令和8年度 森林環境譲与税使用事業について

森林環境  
譲与税  
とは?

市町村が行う間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発活動等の森林整備及びその促進に関する費用に充てなければならないとされています。

また、森林環境譲与税は森林環境税として令和6年度から国内に住所を有する個人に対して課する国税として、年額1,000円のご負担をいただくことから、使途等を公表しなければならないとされています。

## ● 施業放置林整備マネージャー事業

森林をよく知るものを「マネージャー」として選任し、施業放置林の調査や森林所有者の特定を行い、施業放置林の解消に向けた普及啓発活動を実施します。

## ● 御杖村間伐促進事業

森林の有する多面的機能の維持増進を図り、森林の公益的機能を保持することを目的とし、御杖村内の森林整備を促進します。

● 御杖村木質バイオマス  
エネルギー供給促進事業

森林の公益的機能を発揮させるため、御杖村内の森林で適正な森林施業によって生産された間伐材などの搬出を促進し、森林資源を木質バイオマスエネルギーへの有効活用を図ります。

## ● 御杖村施業放置林整備事業

施業放置林の間伐、および間伐木の適切な処置を推進することで、山地災害発生防止をはじめとする森林の公益的機能の高度発揮を目指します。

## ● 御杖村森林環境整備事業

道路沿いの森林において倒木等により道路交通に支障を及ぼすことが懸念される危険木を伐採、撤去し、住民の安心安全な生活環境の保全を図ります。

## ● 御杖村森林地番図作成事業

森林の境界や林業上の施業界といった位置情報等を把握し、森林経営管理制度や林業における各種業務、施業の着実な遂行が図れるように、基礎資料を作成します。

● 御杖村環境保全型  
森林整備事業

宅地等の周辺の森林において倒木等により生活に支障を及ぼすことが懸念される樹木を伐採、撤去することで緩衝帯を設置し、良好な景観の形成、獣害被害の軽減を図ります。

## ● フォレスター派遣事業

奈良県から専門知識を有する森林管理職(奈良県フォレスター)の派遣を受けて、森林・林業行政の体制強化を図ります。

# 令和9年度 奈良県教員採用試験について

令和9年度奈良県公立学校教員採用候補者選考試験についてお知らせします。詳細は、奈良県教育委員会教職員課のWebサイトに掲載しています。奈良県の未来を担う子どもたちのために、たくさんの方の受験をお待ちしています。



日時	1次試験	【筆記】	令和8年6月13日(土)
		【実技】	令和8年6月14日(日)
2次試験	【集団面接】	令和8年7月18日(土)19日(日)	
	【個人面接】	令和8年8月6日(木)～10日(月)	
		令和8年8月12日(水)～14日(金)	



## 奈良県立二階堂養護学校の 就学・入学に関する取組について

奈良県立二階堂養護学校では、障害のある幼児や児童生徒、その保護者に対して、就学や療育・教育についての相談を実施しています。ご希望の方は、各園・学校を通してお電話にてお申込みください。

※詳しい日時等については本校ホームページをご確認ください。随時更新します。



**就学・入学相談** 1学期に実施 ※個別に随時実施します。

(小学部) 実施日:月曜日～金曜日の指定日 午前中(9:40～11:40) (年長対象)

(中学部) 実施日:月曜日・火曜日・木曜日・金曜日の指定日 午前中(9:40～11:40) (小6対象)

(高等部) 実施日:月曜日～金曜日の指定日 午前中(9:40～11:40) (中3対象)

**体験学習** 2学期に実施 ※個別に随時実施します。

(小学部) 実施日:月曜日～金曜日の午前中(1学期に就学相談に来られた方のみ対象)

(中学部) 実施日:月曜日・火曜日・木曜日・金曜日の午前中(1学期に就学相談に来られた方のみ対象)

(高等部) 個別の入学相談後、随時実施

**学校見学会**

(小学部) 実施日:9月18日(金) 9:40～11:40 (年中幼児の保護者、担任対象)

(中学部) 実施日:10月1日(木) 9:40～11:40 (小4・5年児童の保護者、担任対象)

(高等部) 実施日:11月11日(水) 10:00～11:40 (中1・2年生徒の保護者、担任対象)

**問 奈良県立二階堂養護学校** 奈良県天理市庵治町358-1

☎0743-64-3081(窓口 各学部主事)

FAX 0743-64-2962

問 保健福祉課 ☎0745-95-2828 社会福祉協議会 ☎0745-95-2522

月	火	水	木	金	土	日
		1	2	3	4	5
6 ●編み物教室	7	8	9 ●囲碁・将棋交流会	10	11	12
13 ●心配ごと相談	14 ●ふれあい喫茶	15 ●筋力アップ教室	16	17	18	19
20	21	22 ●筋力アップ教室	23 ●健康麻雀	24	25	26
27 ★みつえっこ広場	28 ●ふれあい喫茶	29	30			

保健、福祉、介護コーナー

項目	開催日および時間	自己負担金	開催場所	申込み	問合せ先
編み物教室	4月 6日(月) 9:30～	無料	保健センター	不要	社会福祉協議会
囲碁・将棋交流会	4月 9日(木)13:00～15:00	無料	保健センター	不要	社会福祉協議会
健康麻雀	4月23日(木)13:00～15:00	無料	保健センター	不要	社会福祉協議会
心配ごと相談	4月13日(月)13:30～15:00	無料	保健センター	不要	保健福祉課

令和8年4月 奈良県医師会が行う健康相談

お気軽にお問い合わせください。

相談の種類	日 時	予約の要否	主催する部会等
目の健康相談	4月14日(火)14:00～15:00	必要(締切:4/9)	眼科医会
内科疾患に関する健康相談	4月21日(火)14:00～15:00	必要(締切:4/20)	内科部会

〈場 所〉 奈良県医師会館1階 県民健康サービス室(近鉄大和八木駅から北へ徒歩7分)

〈連絡先〉 奈良県医師会 TEL.0744-22-8502 FAX.0744-23-7796

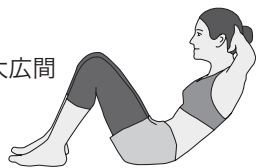
筋力アップ教室のお知らせ

見学、途中参加、途中退場も可能なため、お気軽にご参加ください。

- 日 程 15日(水)、22日(水)
- 内 容 指導員による運動教室
- 持ち物 飲み物、タオル、室内用運動靴
- 参加費 無料
- 時 間 13:30～15:30
- 場 所 保健センター2階大広間 及び1階多目的室

無料

予約は不要です。



ふれあい喫茶のお知らせ

- 日 時 14日(火)、28日(火) 9:30～14:30
- 場 所 保健センター1階 ふれあいホール
- コーヒー1杯 200円 ■ 紅茶1杯 200円
- 内 容

村民の有志が集まり上記内容で活動しています。診療所の待ち時間や気軽に話せるコミュニケーションの場所として定着しています。みなさん、近くに寄ったときは是非お立ち寄りください。美味しいコーヒーを淹れてお待ちしております。喫茶ボランティア一同



★予約は不要です。



## 20歳未満の飲酒を防ぐべき5つの理由



4月は「20歳未満飲酒防止強化月間」です。飲酒は大人にとっても節度が求められる行為ですが、20歳未満の飲酒は法律で禁止されており、健康面・社会面の両方で大きなリスクがあります。地域全体で若者を守るため、改めてその理由を確認しましょう。

未来を担う若い世代を守るために、家庭・学校・地域が力を合わせ、飲酒の危険性について正しく伝えていくことが重要だと思います。村全体で子どもたちの健やかな成長を今後も見守っていきましょう。



### 1. 法律で禁止されている

未成年者飲酒禁止法により、20歳未満の飲酒は明確に禁止されている。飲ませた大人や販売した店舗にも罰則があり、社会全体で守るべきルールとして位置づけられている。

### 2. 臓器障害を起こしやすい

肝臓などの臓器がまだ発達途中で、アルコールの負担に弱い。少量でも肝障害などを起こす危険があり、大人よりも影響が強く出やすい。

### 3. 性ホルモン分泌の異常を引き起こす

成長期に必要な性ホルモンの分泌がアルコールによって乱れ、身体の発育や性成熟に悪影響を及ぼす可能性がある。身長伸びや体つきの発達にも影響することが指摘されている。

### 4. アルコール依存症になりやすい

若い時期に飲酒を始めるほど依存症の発症率が高まる。依存症は心身の健康だけでなく、生活や人間関係にも深刻な影響を与えるため、早期の飲酒を防ぐことが重要。

### 5. 脳の機能を低下させる

脳は20歳前後まで発達が続く。アルコールは神経細胞に悪影響を与え、記憶力・判断力・集中力の低下を招き、学習や情緒の安定にも影響する。

## 子ども・子育てコーナー

### みつえっこ広場(子育て支援)

〈日 時〉4月27日(月) 10:00~11:00

〈内 容〉はじめましての会  
『もうすぐこどもの日、  
こいのぼりをつくろう!』



〈持ち物〉お茶・タオル・その他必要と思われるもの

〈場 所〉御杖保育所遊戯室または、  
みつえっこ広場の部屋

〈対 象〉保育所に入所されていない村内在住の  
小学校就学前のお子さんとその保護者の方

◎毎週月・火・金曜日の9時~12時まで  
は、支援室・園庭の開放をしています  
ので、気軽にご利用ください。



📞 みつえっこ広場(御杖保育所内) ☎0745-95-3138

## 御杖保育所園庭開放について(土日・祝日)

御杖保育所では、「子どもたちの遊び場」を提供し、地域の子どもが気軽に集い、施設遊具を使って遊んだり、保護者の交流や子育ての情報交換の場として、土日・祝日の園庭の開放を実施しています。事前の申し込みなしで遊んでいただけます。

なお、園庭を利用される場合は、右記のルールを守って、ご利用ください。

🎯 **対 象** 就学前の子どもとその保護者等

園庭開放のお約束

- 遊具などは大切に使ってください。
- 遊び終わった後、遊具・玩具などは元の場所に片付けてください。
- 保育所建物(トイレ)の利用はできません。
- 必ず、保護者が付き添ってください。
- 防犯及び安全上、利用中・利用後の園庭入り口の施錠(チェーンロック)をお願いします。

📞 御杖保育所 ☎0745-95-2480

# こども誰でも通園制度(乳児等通園支援事業)のお知らせ

2026年4月から、全国で「こども誰でも通園制度」が始まります。御杖村でも御杖保育所で開始いたします。この制度は、保育所などに通っていない0歳6か月から満3歳未満までのお子さんが、誰でも保育所などを利用できる仕組みです。

## 利用概要

- 対象：0歳6か月～満3歳未満の未就園児
- 利用時間：1ヶ月に10時間まで  
(1時間単位で利用可能)
- 利用場所：御杖保育所
- 利用目的：保護者の就労有無に関わらず利用可能です。
- 利用料：1時間につき300円

## こんなとき、利用できます。

- 集団生活や遊びの体験をさせたいとき利用する。
- 保育園入園前の慣らしとして利用する。
- 子育てのリフレッシュや用事の間利用する。等



## 申込方法

- 初回は利用前の面談が必要となりますので、事前に御杖保育所へご連絡ください。なお、面談時には右記の「つうえんポータル」二次元バーコードを読み取り、申請書を作成し持参してください。

※つうえんポータルから申請書の作成が困難な方は御杖保育所で申請用紙をお渡しします。



(利用申請)  
つうえん  
ポータル

詳細については、**問 御杖保育所 ☎0745-95-2480** まで。

## 戦没者等のご遺族の皆様へ 第12回 特別弔慰金の請求はお済みですか？

今日の日本の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし弔意の意を表すため、国から戦没者等のご遺族に特別弔慰金が支給されます。

戦没者等の死亡当時のご遺族で、令和7年4月1日現在、公務扶助料や遺族年金等の受給者がいない場合に、額面27万5千円、5年償還の記名国債が支給されます。

### 支給対象者

戦没者等の死亡当時のご遺族で、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給されます。

- ① 令和7年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
- ② 戦没者等の子
- ③ 戦没者等の死亡当時に生計関係を有していた、戦没者等と氏を同じくする  
(1) 父母 (2) 孫 (3) 祖父母 (4) 兄弟姉妹
- ④ 上記③以外の  
(1) 父母 (2) 孫 (3) 祖父母 (4) 兄弟姉妹
- ⑤ 上記①～④以外で、戦没者等の死亡当時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた三親等内の親族(甥、姪等)

### 請求期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

請求期限を過ぎると、第12回特別弔慰金を受ける権利がなくなりますので、まだ申請されていない前回受給者の方はお早めにご請求ください。

必要書類や受給権利があるか等の相談は、役場保健福祉課までお問い合わせください。

なお、村外在住の方が請求する場合は、お住まいの役所で請求手続きをしなければなりません。

**問 御杖村保健福祉課 ☎0745-95-2828**

# 診療所だより



## 退任の挨拶



約3年半ですが、村民の皆様には大変お世話になりました。私が赴任しました令和4年はまだコロナ禍にあり、皆様にとって診療所に行くこと自体に不安も感じられたことでしょう。それでも定期的に通院してくださり顔を見せて頂いた皆様には大変感謝申し上げます。また遠方でのケガなのに診療所まで我慢すると言って受診された方、夜間我慢されて朝に診療所に来られた方も、辛い思いをされたであろうに、でもこちらとしては大変ありがたく思いました。皆様にとって少しでもお役に立てたようであれば幸いです。

最後に皆様の一つお願いがあります。診療所の医療者は、診療所に留まっているばかりでは、あまり地域の事を知ることができないというジレンマがあります。ですので、住民の皆様が医療



者を巻き込んで作るものこそ地域医療だと私は思います。医療者としてできる事などありましたら、ぜひお声掛けください。医療は与えられるものではなく、皆さんで学んで、選ぶものだという事をお忘れなく！

竹田 啓

## 診療内容のお知らせ

### 診察時間

《午前診療受付》9時～11時まで  
《午後診療受付》14時～16時まで  
《発熱外来》内科診察のあるとき  
(事前に電話で連絡をお願いします。)

◎火曜日の午前は整形外科診療あり  
◎月曜日・火曜日・木曜日は  
午後の診察あり

※月末の水曜日の午前は検査日  
(急患のみ)です。

令和8年4月の検査日は  
4月22日水曜日

御杖村国民健康保険診療所  
☎0745-95-6010

○…関岡先生 ◎(代診)…赤羽先生 ㊦…小泉先生

	月	火	水	木	金
午前	○	○㊦◎	○※	○	○
午後	○	○	往診等	○	往診等
休診日	土曜日・日曜日・祝日・年末年始 その他、都合により休診となる場合がありますがご了承下さい。				
診療予約	予約は、診療時に次回の予約をとって頂く方法と電話による予約が可能です。急患・発熱、その他予約が無い場合も変わらず受付できますが、予約が可能な場合は、事前の電話での予約に、ご協力をよろしくお願いいたします。				

# 御杖小・中学校 開放図書館だより

読者からの  
おすすめの一冊  
(原文掲載)



## サラの鍵 ●著者/タチアナ・ド・ロネ

物語は第2次世界大戦中、ナチス占領下のフランスパリで起きたユダヤ人迫害から始まります。

サラと弟と両親が暮らすアパートで警察によるユダヤ人捜査に遭遇する。

サラは弟をかくまうため納屋に隠し鍵を掛けた後、弟を残したまま両親と収容所へ連行されます。両親と離れたサラはその後1人で脱走し、弟を救いに行ったが納屋の中で息絶えた姿の弟を見つけてしまいます。

2000年代に入りフランスに住むアメリカ人女性ジャーナリストがアウシュビッツ捕虜収容所に送られた人々取材するうちに、収容所から逃げ出したサラという少女を知ります。そしてジャーナリストの住むアパートがそのアパートだったことで、運命を感じその後のサラの足跡を追い求めていきます。

最も共感したのはジャーナリストが出産した娘にサラと名付けた事です。

この鍵は失われた命を閉じ込めると共に新しい未来を開く鍵のように思われます。ナチスのユダヤ人迫害には数多くの言い伝えや実話があります。皆さんもよくご存じのアンネの日記は代表的ですね。

外国の歴史を追いかけてみるのはいかがでしょうか。

小田 政文

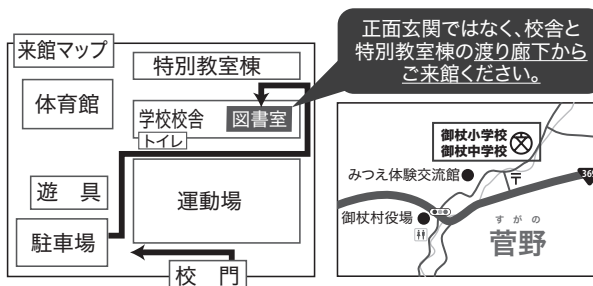
読者のみなさまの  
「おすすめの一冊」を  
募集しています。

## あなたの大好きな本を紹介してください!

御杖小・中学校図書館に記入用紙を置いています。  
書いていただいた文章は、図書館に掲示したり、  
広報みつえの「図書館だより」に掲載させていただくことがあります。

## 御杖小・中学校開放図書館利用案内

- 場所 御杖小・中学校図書室(1階)  
開放日時 毎週土曜日 13:00~17:00まで  
貸出冊数(期間) 1人5冊まで(4週間以内)  
小学校・中学校の蔵書も借り  
ることができます。  
リクエスト 読みたい本が書架に見あ  
たらなときは、予約リクエ  
ストカードに記入して下さい。



※4月4日(土)の解放図書館は休館になります。

# 姫石の湯



営業時間

11:00~20:00  
(19:30受付終了)

☎0745-95-2641  
音声ガイダンス「2」を  
選択してください。

## 村民向け入浴優待料金

御杖村の制度として、村民限定料金にて姫石の湯をご利用いただけます。

《優待料金》

大人300円

中学生未満のお子様は無料

ご利用にあたりましてはフロントにてお問合せください。

※ご注意ください

御杖村に住民票がある方が対象の村の制度となっております。

入学、就職等、春は転出が多いシーズンですが、転出された場合、この制度はご利用いただけなくなります。

カードをお持ちの方は転出の際、姫石の湯にもご連絡をお願いします。

制度の趣旨をご理解いただければ幸いです。

よろしくお願いたします。



御杖村の  
つえみちゃん



日	男湯	女湯	姫石の湯
1(水)	木風呂	石風呂	◇整体
2(木)	石風呂	木風呂	◎整体
3(金)	木風呂	石風呂	整体
4(土)	石風呂	木風呂	整体
5(日)	木風呂	石風呂	●
6(月)	石風呂	木風呂	●
7(火)	石風呂	木風呂	◇
8(水)	木風呂	石風呂	◎整体
9(木)	石風呂	木風呂	◎整体
10(金)	木風呂	石風呂	◇
11(土)	石風呂	木風呂	◎整体
12(日)	木風呂	石風呂	◇
13(月)	石風呂	木風呂	◎整体
14(火)	木風呂	石風呂	◇
15(水)	石風呂	木風呂	◎整体
16(木)	木風呂	石風呂	◇
17(金)	石風呂	木風呂	◎整体
18(土)	木風呂	石風呂	◇
19(日)	石風呂	木風呂	◎整体
20(月)	木風呂	石風呂	◇
21(火)	石風呂	木風呂	◎整体
22(水)	木風呂	石風呂	◇
23(木)	石風呂	木風呂	◎整体
24(金)	木風呂	石風呂	◇
25(土)	石風呂	木風呂	◎整体
26(日)	木風呂	石風呂	◇
27(月)	石風呂	木風呂	◎整体
28(火)	木風呂	石風呂	◇
29(水)	石風呂	木風呂	◎整体
30(木)	木風呂	石風呂	◇

●…特別風呂 ◇…お隣町村感謝デー ◎…シルバーデー ※予定は告知なく変更になる場合があります。  
※「姫石の湯バス」については、温泉へお問い合わせください。 ☎0745-95-2641

去る2月15日大和葛籠講祈りの会様より道の駅伊勢本街道御杖へ「足の悪い方、体の不自由な方にも快適に過ごしていただきたい」との願いで車いす2脚、座敷いす8脚を寄贈いただきました。姫石の湯正面玄関、座敷に設置しておりますので、村民の皆様どうぞお気軽にご利用ください。

## 寄贈いただきました。

4月は「桜の香湯」  
日本を代表する桜をイメージしたやさしい香りのお風呂です。春の訪れを感じながら香りに癒されます。



## 特別風呂

毎週月曜日は特別風呂の日

4月は

「桜の香湯」

日本を代表する桜をイメージした

やさしい香りのお風呂です。春の訪れを感じながら香りに癒されます。

## 毎月26日は「風呂の日」

ご入浴の際に「姫石ポイントカード」に2倍

押印します！

4月は26日(日)です。

※26日が定休日の場合は翌日に振替となります。



姫石ポイントカードは10ポイントで次回無料で招待。  
20ポイントでさらに、次回無料で招待と、いつでも使える「入浴招待券」1枚進呈いたします。

## 温泉カレンダー4月

NEWS 1

第21回市町村対抗子ども駅伝大会が行われました

第21回市町村対抗子ども駅伝大会が3月7日土曜日、檀原市の檀原運動公園で行われました。児童数の減少に伴いチーム編成をすることが難しくなっている中、今回は計7名(男子1名、女子6名)が集まり、1月下旬より放課後練習を重ねてきました。オープン参加を含む県下37市町村の代表チームが参加した本大会は、男女混合全6区間(1区間1,630m(1区のみ1,830m)総距離9,980m)で争われました。優勝は檀原市代表チーム、御杖村代表チームのタイムは45分12秒で総合35位でした。チームがひとつとなって襷をゴールへつないだ御杖村代表チームは、昨年よりも総距離が延びたにもかかわらず、全員が自己ベストを更新する走りを見せ、前回大会の46分48秒の記録を更新しステップアップ賞が贈られました。また、駅伝大会終了後のタイムトライアルレースに参加した児童も日々の練習以上の成績をおさめました。御杖村体育協会では、県内の子どもたちの体力向上と連帯感の育成を目標とするこの大会の趣旨に賛同し、今後も学校と協力を図りながら、選手のサポートを行っていきたくと考えています。



御杖村代表チーム

- 【6年生】 吾妻 桔衣
- 【5年生】 岡田 有希 木村 泉葵 竹之内 叶恋  
田中 想真 谷尾 日菜子 中嶋 莉亜

NEWS 2

人事異動

村では、新年度に向けて職員の人事異動を4月1日付で発令しました。政策推進課は、廃止となり、担当業務は総務課が引き継ぎます。

※青色は異動職員、赤色は新規採用職員、緑色は再任用職員、( )はフルタイム会計年度任用職員

所属課	課長	課長補佐	課員
議会事務局	局長 中村 康幸		
総務課	課長 古谷 匡敏	川上 暢子	今井 弥生 大西 聡史 箸中 駿 森田ななみ 谷岡 永遠 (今西 達也) 徳田 光昭 田中 慎一 小田 勝稔
出納室	会計管理者 松本 慶一		田合 綾
産業建設課	課長 菊山 大介	青海 昌睦	古谷 智士 横山 友希 横川 隼也 上原 知也 大場 公隆(奈良県フォルスター)
むらづくり振興課	課長 片岡 保昌	小俣 裕介	平田 美緒 河端 作弥 掛川はる菜 吉澤さくら (木村 由紀)
住民生活課	課長 仲子 雄史	平田 悦久	大平 拓磨 鈴木 健司 河合由希乃 勝岡 翔子 平田 瑞樹 寺本 貴輝
保健福祉課	課長 川上 隆二	中嶋 和範 峯 直美 坂井由香理 (保育所)	長山 理佳 古谷 静香 盛岡 奏太 西窪 祐平 森田多美子 山崎めぐ美 葛本 有利 今西 嘉博 (役職定年)
国保診療所	所長 関岡 叙衣	菊山ケイ子 (診療所事務長)	竹之内麻記 竹村 信樹 (山田 麻佑)
教育委員会	次長 古谷 依子	登 隆太郎	福岡 裕起 嶋 つづみ (板谷なおみ) (福西 穂高)

出向及び休業・退職等

東宇陀環境衛生組合	古谷 嘉章
育児休業	下村 尚子 仲 敬子 北見明日未
退職	竹田 啓 森本 成則 今井 智 鎌塚 滉瑠 阪口 浩信 鈴木 徳宏

人のうごき(3月1日現在) | 人口 1,288(-8) 男 610(-4) 女 678(-4) 世帯数 745(-5) ※()は2月との比較

